

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第五号の二及び第四項、第五条第一項第一号並びに第五条の二第二項、第三項第一号及び第六項、同法第九条の十四第三項において準用する同法第五条の三第四項並びに同法第五条の五第一項、第二項及び第四項、第九条の十三第一項、第九条の十四第一項及び第二項、第十条の五第一項並びに第十三条の四、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びに銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第四十条とし、第十一条を第三十九条とする。

第十条の表中（空気けん銃を除く。）を削り、同条を第三十八条とする。

第九条を第三十七条とし、第八条を第三十六条とする。

第七条の三第一項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項の規定は、都道府県公安委員会が法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えをした場合について準用する。

第七条の三を第三十五条とする。

第七條の二中、「とおり」を、「もの」に改め、同條第一号中、「消音器 専ら」を、「消音器にあつては、専ら」に改め、同條第二号中、「彈倉 着脱彈倉」を、「彈倉にあつては、着脱彈倉」に、「第五條の三第二項第二号」を、「第九條第二項第二号」に改め、同條第三号中、「替え銃身 獵銃」を、「替え銃身にあつては、獵銃」に改め、同号イ中、「第五條の三第二項第三号」を、「第九條第二項第三号」に、「こえる」を、「超える」に改め、同号ロ中、「第五條の三第二項第四号」を、「第九條第二項第四号」に改め、同條を第三十四條とし、同條の前に次の一條を加える。

(保管の委託を要しない場合等)  
第三十三條 法第十條の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 法第十條の五第一項第一号から第三号までに掲げる者 次のいずれかに該当する場合

イ 当該許可に係る空氣銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包)法第三條の三第一項に規定するけん銃実包をいう。以下この号において同じ。)を含む。)を用いて、運動競技会の射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合  
ロ イに掲げるもののほか、当該許可に係る空氣銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品を含む。)の修理を委託する場合、当該許可に係る空氣銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。)の保管を委託する相手方を変更する場合

二 法第十條の五第一項第四号に掲げる者 次のいずれかに該当する場合  
イ その者の指導の下に、年少射撃資格の認定(法第九條の十三第一項の規定による資格の認定をいう。)を受けた者が、当該許可に係る空氣銃を用いて、空氣銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合  
ロ 当該許可に係る空氣銃以外に法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けて所持する空氣銃がないか、又はあつてもその数が内閣府令で定める数以下である場合  
ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該許可に係る空氣銃の修理を委託する場合、当該空氣銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

2 法第十條の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。  
一 法第十條の五第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる者 法第十條の八第一項に規定する獵銃等保管業者  
二 法第十條の五第一項第二号に掲げる者 警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者  
第七條を削り、第六條の五を第三十二條とし、第六條の四を第二十七條とし、同條の次に次の四條を加える。

(年少射撃資格の認定を受けて空氣銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)  
第二十八條 法第九條の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 空氣銃(空氣けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会  
二 空氣けん銃を所持しようとする者 第三條第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会  
2 法第九條の十三第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 前項第一号に掲げる者 その者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体  
二 前項第二号に掲げる者 日本体育協会

(年少射撃資格講習会の開催)  
第二十九條 都道府県公安委員会は、法第九條の十四第一項に規定する講習会(以下、「年少射撃資格講習会」という。)を開催しようとするときは、開催予定日の二十日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。  
2 年少射撃資格講習会における講習時間は、空氣銃の所持に関する法令については三時間、空氣銃の使用の方法については一時間とする。

(年少射撃資格講習修了証明書の交付)  
第三十條 法第九條の十四第二項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者につき、当該年少射撃資格講習会に係る事項を修得したかどうかを審査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

(年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託)  
第三十一條 法第九條の十四第三項において準用する法第五條の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、空氣銃の使用の方法に関する講習に関する事務とする。  
2 法第九條の十四第三項において準用する法第五條の三第四項で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

第六條の二中、「第十條第一項」を、「第九條の五第一項」に、「第五條の十一第一項」を、「第二十條第二項」に改め、同條第三号中、「第九條の四第一項」を、「第九條の四第一項に規定する」に、「同項第二号」を、「同項第二号に規定する」に改め、同條第五号中、「射撃回数」を、「及び射撃回数」に改め、同條を第二十六條とする。  
第六條の二中、「第十一條第十項」を、「第十一條第十一項」に、「第七條」を、「第三十三條」に、「第十條」を、「第三十八條」に改め、同條を第二十五條とする。  
第六條の五第一項中、「こえない」を、「超えない」に改め、同條を第二十四條とする。  
第六條の十一第一項中、「第五條の四第一項」を、「第五條の四第一項に規定する」に改め、同條第二

項の表中

獵銃の射撃	飛しようする標的に対する射撃
ライフル銃によるもの	固定されている標的に対する射撃

を「獵銃の射撃」  
一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃  
二 ライフル銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃  
に改

め、同條を第二十條とし、同條の次に次の三條を加える。  
(技能講習)  
第二十一條 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五條の五第一項に規定する講習(以下、「技能講習」という。)を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。  
2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科 目	事 項
獵銃の操作	一 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱 二 獵銃の点検 三 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱 四 射撃の姿勢及び動作
獵銃の射撃	一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二 散弾銃以外の獵銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

3 技能講習における講習時間及び射撃回数その他技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(技能講習修了証明書の交付)

第二十二條 法第五條の五第二項の規定による技能講習修了証明書の交付は、技能講習において国家公安委員会規則で定めるところにより前条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

(技能講習に関する事務の委託)

第二十三條 法第五條の五第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

第五條の十第一項中「講習」の下に「に関する事務」を加え、同条を第十九条とする。

第五條の九の見出しを、「講習修了証明書の交付」に改め、同条中「第五條の三第二項」の下に「規定による」を、交付は、及び「当該」の下に「講習会」を加え、同条を第十八条とする。

第五條の八第一項中「第五條の三第一項」を、「第五條の三第一項に規定する」に改め、同条を第十七条とする。

第五條の七の見出しを、「ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等)

第十六條 法第五條の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 法第五條の二第六項の政令で定める者は、日本体育協会とする。

第五條の六中「とあり」を「もの」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の三條を加える。

(猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦)

第十一條 法第五條の二第二項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2 法第五條の二第二項第一号の政令で定める者は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

(人の生命又は身体を害する罪等)

第十二條 法第五條の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條から第七十九條まで、第八十一條、第八十二條、第八十七條、第八十八條、第九十三條、第九十六條(同条第三号を除く)、第九十八條、第九十九條若しくは第一百十條第一項に規定する罪、同法第一百十一條第一項に規定する罪(同法第九十九條第二項の罪を犯す行為に係るものに限り)、同法第一百十二條に規定する罪、同法第一百七十九條第一項に規定する罪(同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く)、同法第一百十八條第一項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限り)、同条第二項、第一百十九條、第二十條、第二十四條第二項、第二十六條、第二十七條、第二十八條(同法第二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る)、第四十四條から第四十六條まで、第八十一條、第九十六條、第九十九條、第一百二十八條から第三十條まで、第三十三條後段、第三十四條から第三十五條まで、第三十八條若しくは第三十九條若しくは第四十條に規定する罪、第四十一條に規定する罪、第四十二條若しくは第四十三條に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限り)、以下この条において「加害目的略取罪等」という)、同法第二百二十七條第一項に規定する罪(加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪等」という)、同法第二百二十七條第三項に

規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という)、同法第二百二十八條に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。)(又は同法第二百四十條、第二百四十一條後段、第二百四十三條(同法第二百四十條に係る部分に限る。)(若しくは第二百六十條後段に規定する罪  
二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条、第二条又は第四条に規定する罪(治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものに限る。)  
三 決闘罪に関する件(明治二十二年法律第三十四号)第二条又は第三条に規定する罪  
四 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条に規定する罪(刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものに限る。)(暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪(刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。)  
五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条に規定する罪(刑法第二百四十條前段の罪を犯す行為に係るものに限る。)  
六 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十九條の二に規定する罪  
七 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第二条に規定する罪  
八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第四十二号)第二条に規定する罪  
九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)  
十 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第四条に規定する罪  
十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九條第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)(又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪  
十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第三号)第九條第一項から第三項までに規定する罪  
十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八條第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)(若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十條に規定する罪  
十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条に規定する罪  
十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六十七條に規定する罪  
十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三条(同条第一項第三号に係る部分に限る。)(第四条(同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。)(又は第六條(同条第一項第一号に係る部分に限る。))に規定する罪  
十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)  
十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第四條に規定する罪

2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

- 一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条（同法第九十七条及び第一百零一条に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二（同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百七十九条（同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第九十八条の二に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百一十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）、又は同法第二百一十四条、第二百二十六条、第二百三十八条、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。））
- 二 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二條第二項に規定する罪
- 三 海軍通信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四條第二項に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一條に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）、又は暴力行為等処罰に関する法律第一條ノ三に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）、
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二條（同條第一号に係る部分に限る。）、に規定する罪、同法第三條に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條に規定する罪（刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、

- 六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七七條に規定する罪
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の四第一項又は第二項に規定する罪
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百零一條第一項第八号に規定する罪
- 九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六條に規定する罪
- 十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（同法第五十八條に係る部分に限る。）、又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百十一條第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第二百二十五條、第二百二十九條又は第二百三十條第一項（同項第三号を除く。）、に規定する罪
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十八 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六條に規定する罪
- 二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第七條第二項又は第三項（同條第二項に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一條又は第四條に規定する罪

二十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二條に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、

- 二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一條から第三條までに規定する罪
  - 二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪
  - 二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪
  - 二十八 保険業法（平成七年法律第五号）第三百三十一條第四項に規定する罪
  - 二十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五條に規定する罪
  - 三十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一條に規定する罪
  - 三十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三百十一條第六項に規定する罪
  - 三十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八條に規定する罪
  - 三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三條（同條第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四條（同法第三條第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）、又は第七條（同條第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）、に規定する罪
  - 三十四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十條又は第二百六十三條に規定する罪
  - 三十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六條に規定する罪
  - 三十六 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百七十一條に規定する罪
  - 三十七 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十七條第一項又は第二項に規定する罪
  - 三十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二條又は第二百七十五條に規定する罪
  - 三十九 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
  - 四十 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四條に規定する罪
  - 四十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三條第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、
  - 四十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三條第一項又は第二項に規定する罪
- （現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）
- 第十三条 第五条の二第三項第一号の政令で定める射撃競技は、国民体育大会の射撃競技とする。
  - 2 第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、法第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。
- 第五条の五を削り、第五条の四を第十條とする。
- 第五条の三中「第五條第二項」を「第五條第三項」に改め、同條を第九條とする。
- 第五条の二の見出しを「銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣」に改め、同條中「第五條第一項第二号」を「第五條第一項第三号」に、「とあり」を「もの」に改め、同條を第八條とし、同條の前に次の二條を加える。

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)  
 第六条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。  
 (空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。  
 2 法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本体育協会とする。  
 第五条を次のように改める。

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

- 一 空気銃(空気けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会
- 二 空気けん銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

第四条を削る。  
 第三条の見出しを(運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等)に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを(けん銃等の所持が許可される運動競技会等)に改め、同条を第三条とする。  
 第一条の二を第二条とする。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)  
 第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表六十六の項の標準事務の欄中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同項の1中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同項の5中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千円」を「四千四百円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項(同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項(同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査	六百五十円
--	--	-------

本則の表六十八の項中「二万千円」を「二万二千円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項及び第二項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	一万二千三百円
---	--	---------

本則の表六十九の項及び七十の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査 2 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	九千六百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同法第九條の十三第一項の規定に基づき年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千九百円)
--	---	--

七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	3 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	千九百円
--	--	------

(遺失物法施行令の一部改正)  
 第三条 遺失物法施行令(平成十九年政令第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第十条第一号中(空気けん銃を除く。)を削る。

附則

- 1 (施行期日) この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。
- 2 (認知機能検査に関する経過措置) 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項の規定による許可又は同法第七條の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者で、改正法の施行の日前に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この項において「旧法」という)第四條の二第一項(旧法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可申請書又は許可更新申請書を提出したものであるが、当該許可又は許可の更新に関する限り、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この項において「新法」という)第四條の三(新法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)及び第五條第二項の規定は、適用しない。

内閣総理大臣 麻生 太郎  
 総務大臣 佐藤 勉

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銃砲の所持が許可される試験又は研究）</p> <p>第二条（略）</p> <p>第三条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）</p> <p>（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）</p> <p>第四条 法第四条第一項第五号の政令で定める運動競技会は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる運動競技会又は日本体育協会若しくはその加盟競技団体が主催して行なう次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>【削除】</p>	<p>（銃砲の所持が許可される試験又は研究）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>（国際的な規模で開催される運動競技会等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会等）</p> <p>第三条 法第四条第一項第五号の政令で定める運動競技会は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる運動競技会又は日本体育協会若しくはその加盟競技団体が主催して行なう次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間）</p> <p>第四条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内に</p>

2 | おいて都道府県公安委員会が定める。

2 | 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 空気銃(空気けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会

二 空気けん銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)

第六条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

(空気銃又は猟銃を所持しようとする者についての推薦)

第五条 法第五条第一項一号又は法第五条の二第二項一号の規定による空気銃又は猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において空気銃又は猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2 | 法第五条第一項一号又は法第五条の二第二項一号の政令で定める者は、空気銃又は猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

2 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

(空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三條第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本体育協会とする。

1 (銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気のとする。)

第八条 法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(銃砲の構造又は機能の基準)

第九条 法第五条第三項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲について

(政令で定める病気)

第五条の二 法第五条第一項第二号の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

(銃砲の構造又は機能の基準)

第五条の三 法第五条第二項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲につ

は、この限りでない。

2 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第三項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一 五 (略)

(講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)

第十条 (略)

【削除】

いては、この限りでない。

2 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第二項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一 五 (略)

(講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)

第五条の四 (略)

(政令で定める罪)

第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条、第八十二条、第八十七条(第八十一条の未遂罪に係る部分を除く。)、第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百零二条(第九十七条及び第一百条第一項の未遂罪に係る部分を除く。)、第一百零六条(第三号を除く。)、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二(第一百七十七条に係る部分に限る。)、第一百七十九条(第一百七十八条及び第一百七十八条の二(第一百七十八条第二項に係る部分に限る。))の未遂罪に係る部分を除く。)、第一百八十一条、第一百九十四条から第九十六条まで、第一百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三条から第二百二十八条まで、第二百三十四条、第

- 
- 二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十三条（第二百三十五条、第二百三十五条の二及び第二百三十九条の未遂罪に係る部分を除く。）、第二百四十九条又は第二百五十条（第二百四十九条の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条又は第二条に規定する罪
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二条第二項に規定する罪
- 五 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条から第一条ノ三までに規定する罪
- 六 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条までに規定する罪
- 七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条に規定する罪
- 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪
- 九 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百零一条第一項第八号に規定する罪
- 十 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四十六条に規定する罪
-

- 
- 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（第五十八條に係る部分に限る。）又は第九十八條の三（第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百十一條第一号に規定する罪
- 十四 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十六 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二百二十五條又は第二百二十九條に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号
-

〔第七十六条に規定する罪〕

二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分を除く。）に規定する罪

二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百十八号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪

二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪

二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）に規定する罪

二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪

二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪

二十八 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条第一項又は第二項に規定する罪

二十九 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第四項に規定する罪

三十 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

- 三十一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪
- 三十二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一条第六項に規定する罪
- 三十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条第一項又は第二項に規定する罪
- 三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪
- 三十五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条（第一項第三号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四条（第三条第一項第九号に係る部分を除く。）、第六条（第一項第一号に係る部分に限る。）又は第七条（第一項第三号に係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十一条又は第二百六十三条に規定する罪
- 三十七 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十六条に規定する罪
- 三十八 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百七十一条に規定する罪
- 三十九 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五

(猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦)

第十一条 法第五条の二第二項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

(人の生命又は身体を害する罪等)

第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九

十九号)第六十七条第一項又は第二項に規定する罪

四十 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪

四十一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十条第四項に規定する罪

四十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条第一項又は第二項に規定する罪

十三條、第六條（同條第三號を除く。）、第八條、第九條若しくは第十條第一項に規定する罪、同法第十一條第一項に規定する罪（同法第九條第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第十二條に規定する罪、同法第十七條第一項に規定する罪（同法第十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第十八條第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同法第二項、第十九條、第二十條、第二十四條第二項、第二十六條、第二十七條、第二十八條（同法第二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第二百四十四條から第二百四十六條まで、第二百八十一條、第二百九十六條、第二百九十九條、第二百二條から第二百五條まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一條に規定する罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七條第三項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七條第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八條に規定する罪（加害目的略取罪

- 等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条（同法第二百四十条に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものに限る。）
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 六 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二に規定する罪
- 七 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪
- 八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法

律第四百四十二号) 第二条に規定する罪

九 火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号) 第二条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)

十 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号) 第四条に規定する罪

十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号) 第九条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪

十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百三十三号) 第九条第一項から第三項までに規定する罪

十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号) 第三十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号) 第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) 第六十七条に規定する罪

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。）、又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第七十八条の二（同法第一百七七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百七十九条（同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第一百七十八条の二に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）

- ( ) 又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三條（同法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二| 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）
- 三| 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二條第二項に規定する罪
- 四| 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四條第二項に規定する罪
- 五| 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）
- 六| 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 七| 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七條に規定

する罪

八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪

九 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百条第一項第八号に規定する罪

十 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六条に規定する罪

十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第一号に規定する罪

十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第五号（同法第五十八条に係る部分に限る。）又は第九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百一十一条第一号に規定する罪

十四 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二条の五に規定する罪

十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪

十六 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九  
条に規定する罪
- 十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第  
二項に規定する罪
- 十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五  
十六条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百  
九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号  
）第七十六条に規定する罪
- 二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項  
又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規  
定する罪
- 二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪  
（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。  
）
- 二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三  
条までに規定する罪
- 二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵  
の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二  
項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係  
るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

- 二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪
- 二十八 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一條第四項に規定する罪
- 二十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五條に規定する罪
- 三十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一條に規定する罪
- 三十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一條第六項に規定する罪
- 三十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八條に規定する罪
- 三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三條（同條第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四條（同法第三條第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）又は第七條（同條第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十二條又は第二百六十三條に規定する罪
- 三十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法

律第二百二十九号)第六十六条に規定する罪

三十六 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百七十一条に規定する罪

三十七 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十七条第一項又は第二項に規定する罪

三十八 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪

三十九 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十条第四項に規定する罪

四十 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第六十四条に規定する罪

四十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。)

四十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪

(現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等)

第十三条 法第五条の二第三項第一号の政令で定める射撃競技は、国民体育大会の射撃競技とする。

2 法第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地

の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

(猟銃の所持の許可の基準の特例)

第十四条 法第五条の二第三項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等)

第十五条 (略)

(指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等)

第十六条 法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 法第五条の二第六項の政令で定める者は、日本体育協会とする。

(講習会の開催)

第十七条 都道府県公安委員会は、法第五条の三第一項に規定する講習会(以下「講習会」という。)の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

(猟銃の所持の許可の基準の特例)

第五条の六 法第五条の二第三項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(ライフル射撃競技等)

第五条の七 (略)

(講習会の開催)

第五条の八 都道府県公安委員会は、法第五条の三第一項の講習会(以下「講習会」という。)の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

2・3 (略)

(講習修了証明書の交付)

第十八条 法第五条の三第二項の規定による講習修了証明書の交付は、講習会の講習を受けた者につき、当該講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考查し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

(講習会の開催に関する事務の委託)

第十九条 法第五条の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務とする。

2 (略)

(技能検定)

第二十条 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の四第一項に規定する技能検定（以下この条において「技能検定」という。）を受けようとする者に対し、あらかじめ技能検定の実施の日時、場所その他技能検定について必要な事項を通知するものとする。ただし、その者の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2・3 (略)

(講習修了証明書)

第五条の九 法第五条の三第二項の講習修了証明書の交付は、講習を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかを考查し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

(講習会の開催に関する事務の委託)

第五条の十 法第五条の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習とする。

2 (略)

(技能検定)

第五条の十一 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の四第一項の技能検定（以下この条において「技能検定」という。）を受けようとする者に対し、あらかじめ技能検定の実施の日時、場所その他技能検定について必要な事項を通知するものとする。ただし、その者の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

3・4 (略)	科 目 射撃	事 項 一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い 二 猟銃の点検 三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い 四 射撃の姿勢及び動作
	科 目 射撃	事 項 一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二 ライフル銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

(技能講習)

第二十一条 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習（以下「技能講習」という。）を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

3・4 (略)	科 目 射撃	事 項 一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い 二 猟銃の点検 三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い 四 射撃の姿勢及び動作
	科 目 射撃	事 項 一 散弾銃によるもの 二 ライフル銃によるもの 三 飛しようする標的に対する射撃 四 固定されている標的に対する射撃

科目	事項
<p>猟銃の操作</p>	<p>一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い            二 猟銃の点検            三 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い            四 射撃の姿勢及び動作</p>
<p>猟銃の射撃</p>	<p>一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃            二 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃</p>
<p>3 技能講習における講習時間及び射撃回数その他技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。</p>	
<p>(技能講習修了証明書の交付)            第二十二條 法第五條の五第二項の規定による技能講習修了証明書の交付は、技能講習において国家公安委員会規則で定めるところにより前条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。</p>	
<p>(技能講習に関する事務の委託)</p>	

第二十三条 法第五条の五第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第二十四条 法第六条第二項の規定による許可の期間は、六十日を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2 (略)

(銃砲、刀剣類、けん銃部品又は準空気銃の売却)

第二十五条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲、刀剣類、けん銃部品（法第三条の二第一項のけん銃部品をいう。第三十三条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第三十八条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(射撃教習)

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第六条 法第六条第二項の規定による許可の期間は、六十日をこえない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2 (略)

(銃砲、刀剣類、けん銃部品又は準空気銃の売却)

第六条の二 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲、刀剣類、けん銃部品（法第三条の二第一項のけん銃部品をいう。第七条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第十条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(射撃教習)

第二十六条 法第九条の五第一項に規定する射撃教習（以下この条において「射撃教習」という。）は、第二十条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2 (略)

3 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けた者が当該射撃教習に係る事項を修得したかどうかについて、同項第二号に規定する教習射撃指導員（以下この項及び次項において「教習射撃指導員」という。）に審査させるものとする。この場合において、教習射撃指導員は、当該審査において国家公安委員会規則で定める基準に適合する良好な成績を得た者について、その旨の証明をしなければならない。

4 (略)

5 射撃教習における教習時間及び射撃回数その他射撃教習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準)

第二十七条 (略)

(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)

第二十八条 法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競

第六条の三 法第九条の五第一項の射撃教習（以下この条において「射撃教習」という。）は、第五条の十一第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2 (略)

3 法第九条の四第一項の教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けた者が当該射撃教習に係る事項を修得したかどうかについて、同項第二号の教習射撃指導員（以下この項及び次項において「教習射撃指導員」という。）に審査させるものとする。この場合において、教習射撃指導員は、当該審査において国家公安委員会規則で定める基準に適合する良好な成績を得た者について、その旨の証明をしなければならない。

4 (略)

5 射撃教習における教習時間、射撃回数その他射撃教習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準)

第六条の四 (略)

技会とする。

一 空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者 国民体育大会

二 空気けん銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

2 法第九条の十三第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 前項第一号に掲げる者 その者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体

二 前項第二号に掲げる者 日本体育協会

（年少射撃資格講習会の開催）

第二十九条 都道府県公安委員会は、法第九条の十四第一項に規定する講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

2 年少射撃資格講習会における講習時間は、空気銃の所持に関する法令については三時間、空気銃の使用の方法については一時間とする。

（年少射撃資格講習修了証明書の交付）

第三十条 法第九条の十四第二項の規定による年少射撃資格講習修了

証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者につき、当該年少射撃資格講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを審査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

(年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託)

第三十一条 法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務とする。

2 法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の政令で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

(政令で定める有害鳥獣駆除)

第三十二条 (略)

【削除】

(政令で定める有害鳥獣駆除)

第六条の五 (略)

(保管の委託を要しない場合等)

第七条 法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会のけん銃射撃競技に参加する場合

二 日本体育協会又はその加盟競技団体が主催して行う運動競技会のけん銃射撃競技又はけん銃射撃練習会の練習に参加する場合

(保管の委託を要しない場合等)

第三十三条 法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 法第十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該許可に係る空気銃又はけん銃（当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包（法第三条の三第一項に規定するけん銃実包をいう。以下この号において同じ。）を含む。）を用いて、運動競技会の射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合
- ロ イに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃又はけん銃（

三 前二号のけん銃射撃競技又は練習に参加するため、指定射撃場においてけん銃射撃の練習をする場合

四 前三号に掲げるもののほか、法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は当該けん銃に係るけん銃部品の修理を委託する場合、当該けん銃、当該けん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包（法第三条の三第一項のけん銃実包をいう。）の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

2 法第十条の五第一項の政令で定める者は、警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者とする。

当該けん銃に係るけん銃部品を含む。)の修理を委託する場合、当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。)の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

二 法第十条の五第一項第四号に掲げる者 次のいずれかに該当する場合

イ その者の指導の下に、年少射撃資格の認定(法第九条の十三第一項の規定による資格の認定をいう。)を受けた者が、当該許可に係る空気銃を用いて、空気銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

ロ 当該許可に係る空気銃以外に法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けて所持する空気銃がないか、又はあつてもその数が内閣府令で定める数以下である場合

ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃の修理を委託する場合、当該空気銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

2 法第十条の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第十条の五第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる者 法第十条の八第一項に規定する猟銃等保管業者

二 法第十条の五第一項第二号に掲げる者 警察署長、日本体育協

会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者

(所持を制限される消音器等)

第三十四条 法第十条の七の政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 消音器にあつては、専ら銃砲に取り付けて使用するもので、内閣府令で定めるもの

二 弾倉にあつては、着脱弾倉で、第九条第二項第二号の内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができるもの

三 替え銃身にあつては、猟銃に取り付けて使用することができるもので、次のいずれかに該当するもの

イ 口径が第九条第二項第三号の内閣府令で定める長さを超えるもの

ロ 銃身長が第九条第二項第四号の内閣府令で定める長さ以下のもの

(都道府県公安委員会との連絡)

第三十五条 都道府県公安委員会は、法第四条の四第一項の規定による確認をした場合において、当該確認に係る銃砲又は刀剣類の所持について直近において法第四条又は第六条の規定による許可を受けていた者の住所又は法人の事業場(同条の規定による許可を受けて

(所持を制限される消音器等)

第七条の二 法第十条の七の政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 消音器 専ら銃砲に取り付けて使用するもので、内閣府令で定めるもの

二 弾倉 着脱弾倉で、第五条の三第二項第二号の内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができるもの

三 替え銃身 猟銃に取り付けて使用することができるもので、次のいずれかに該当するもの

イ 口径が第五条の三第二項第三号の内閣府令で定める長さをこえるもの

ロ 銃身長が第五条の三第二項第四号の内閣府令で定める長さ以下のもの

(都道府県公安委員会との連絡)

第七条の三 都道府県公安委員会は、法第四条の三第一項の規定による確認をした場合において、当該確認に係る銃砲又は刀剣類の所持について直近において法第四条又は第六条の規定による許可を受けていた者の住所又は法人の事業場(同条の規定による許可を受けて

いた者にあつては、出入国港）が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、速やかに当該確認をした旨を当該の都道府県公安委員会に通知するものとする。

25 (略)

6 第二項の規定は、都道府県公安委員会が法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えをした場合について準用する。

(文化庁長官が刀剣類の製作の承認を行う場合)

第三十六条 (略)

(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物で携帯が禁止されないもの)

第三十七条 (略)

(一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分)

第三十八条 法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃砲刀剣類等の区分	帰属先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲、刀剣類又は準空気銃	国
一 法第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃	

いた者にあつては、出入国港）が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、速やかに当該確認をした旨を当該の都道府県公安委員会に通知するものとする。

25 (略)

(文化庁長官が刀剣類の製作の承認を行う場合)

第八条 (略)

(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物で携帯が禁止されないもの)

第九条 (略)

(一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分)

第十条 法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃砲刀剣類等の区分	帰属先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲、刀剣類又は準空気銃	国
一 法第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃	

<p>砲又は同項第六号に規定する刀剣類</p> <p>二 法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類</p> <p>三 法第二十二条に規定する刃物</p> <p>都道府県</p>	<p>第三十九条 (略)</p> <p>(銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>(権限の委任)</p>
<p>砲(空気けん銃を除く。)又は同項第六号に規定する刀剣類</p> <p>二 法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類</p> <p>三 法第二十二条に規定する刃物</p> <p>都道府県</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>(銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(権限の委任)</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）【第二条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
<p>(略)</p> <p>六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項、第四條の四第一項、第六條第一項、第七條第一項及び第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p> <p>イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつて</p>	<p>(略)</p> <p>六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項、第四條の三第一項、第六條第一項、第七條第一項及び第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p> <p>イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 五千四百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつて</p>

5 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気の銃の所持の許可の更新	(略)	(略)	(略)	
イ 新たな許可証の交付を伴う場合 七千二百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等	(略)	(略)	(略)	<p>は、四千三百円)</p> <p>ロ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査)については、六千七百円)</p>

5 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気の銃の所持の許可の更新	(略)	(略)	(略)	
イ 新たな許可証の交付を伴う場合 五千八百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等	(略)	(略)	(略)	<p>は、三千百円)</p> <p>ロ その他の者に対する許可の申請に係る審査 九千円(当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査)については、五千三百円)</p>

の申請に対する審査

取締法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千八百円

ロ 新たな許可証の交付を伴わない場合  
六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時

の申請に対する審査

取締法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、三千五百円

ロ 新たな許可証の交付を伴わない場合  
五千四百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時

<p>六十六の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第四条の三 第一項（同法第 七条の三第三項 において準用す る場合を含む。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第四条の三第一項（同法 第七条の三第三項におい て準用する場合を含む。 ）の規定に基づく認知機 能に関する検査</p>	<p>六百五十円</p>	<p>に他の同項の規定に 基づく許可の更新の 申請を行う場合にお ける当該他の同項の 規定に基づく許可の 更新の申請に係る審 査及び当該申請を行 う者が当該都道府県 において同時に同号 の規定に基づく許可 の申請を行う場合に おける当該同項の規 定に基づく許可の更 新の申請に係る審査 にあつては、<u>四千四 百円</u></p>
		<p>六百五十円</p>	<p>に他の同項の規定に 基づく許可の更新の 申請を行う場合にお ける当該他の同項の 規定に基づく許可の 更新の申請に係る審 査及び当該申請を行 う者が当該都道府県 において同時に同号 の規定に基づく許可 の申請を行う場合に おける当該同項の規 定に基づく許可の更 新の申請に係る審査 にあつては、<u>三千百 円</u></p>

<p>（ ）の規定に基づく 認知機能に 関する検査に 関する事務</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六十八 銃砲刀剣 類所持等取締法 第五条の四第一 項及び第二項の 規定に基づく獵 銃の操作及び射 撃に関する技能 検定の実施に 関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の四第一項の規定 に基づく獵銃の操作及び 射撃に関する技能検定の 実施</p>	<p>二万二千元</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六十八 銃砲刀剣 類所持等取締法 第五条の四第一 項及び第二項の 規定に基づく獵 銃の操作及び射 撃に関する技能 検定の実施に 関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の四第一項の規定 に基づく獵銃の操作及び 射撃に関する技能検定の 実施</p>	<p>二万二千元</p>
<p>六十八の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第五条の五 第一項及び第二 項の規定に基づ く獵銃の操作及 び射撃の技能に 関する講習に 関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく獵銃の操作及び 射撃の技能に関する講習</p>	<p>一万二千三百円</p>			

<p>六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>八千九百円</p>
<p>七十 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>八千九百円</p>
<p>七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づ</p>
<p>六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>七千九百円</p>
<p>七十 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>七千九百円</p>

<p>七十の三 銃砲刀 剣類所持等取締 法第九条の十四 第一項及び第二 項の規定に基づ く年少射撃資格 の認定のための 講習会の開催に</p>	<p>撃資格の認定に 関する事務</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第九条の十四第一項の規 定に基づく年少射撃資格 の認定のための講習会の 開催</p>	<p>2  銃砲刀剣類所持等取 締法第九条の十三第三 項において準用する同 法第七条第二項の規定 に基づく年少射撃資格 認定証の書換え</p> <p>3  銃砲刀剣類所持等取 締法第九条の十三第三 項において準用する同 法第七条第二項の規定 に基づく年少射撃資格 認定証の再交付</p>
<p>九千七百円</p>	<p>千八百円</p> <p>千九百円</p> <p>く年少射撃資格の認定 の申請に係る審査にあ っては、五千九百円)</p>

(略)	関する事務
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

改正案	現行
<p>（所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるもの）</p> <p>第十条 法第三十五条第一号の政令で定める物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲又は同項第六号に規定する刀剣類</p> <p>二（略）</p>	<p>（所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるもの）</p> <p>第十条 法第三十五条第一号の政令で定める物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）<u>第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲</u>（<u>空気けん銃を除く。</u>）又は同項第六号に規定する刀剣類</p> <p>二（略）</p>